

「台湾産ポンカン、タンカン、リュウチン種のスイートオレンジ及びれいしの生果実に関する植物検疫実施細則」（昭和55年4月3日付
け 5 5 農蚕第1357号農蚕園芸局長通達）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）<u>別表1の付表第10</u>の台湾産のポンカン、タンカン、リュウチン種のスイートオレンジ（以下「リュウチン」という。）及び<u>同付表第13</u>の台湾産の<u>れいし</u>の生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、昭和55年4月3日農林水産省告示第437号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）<u>別表1の2の項</u>の台湾産のポンカン、タンカン、リュウチン種のスイートオレンジ（以下「リュウチン」という。）及び<u>れいしの生果実</u>（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、昭和55年4月3日農林水産省告示第437号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。
2 こん包及びこん包場所 (1) こん包 <u>告示6の(1)のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの条件を満足しているものとする。</u> ア 通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られている<u>こん包を使用すること。</u> イ <u>生果実をこん包に収納する前にポリエチレン製等の包装材料</u>（通気孔を設ける場合は、1.6ミリメートル以下のものに限る。）で<u>包み込んでいること。</u>	2 こん包及びこん包場所 (1) こん包 <u>通気孔を設けた箱を使用してこん包する場合は、次のア又はイの条件を満たしているものとする。</u> ア 通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られている<u>箱を使用すること。</u> イ <u>箱に収納する前に生果実をポリエチレン製等のこん包材料</u>（通気孔を設ける場合は、1.6ミリメートル以下のものに限る。）で<u>包み込んでいること。</u>

改正後	現 行
ウ <u>こん包又は束ねたこん包全体が網（孔の直径が 1.6ミリメートル以下のものに限る。）で覆われていること。</u> (2) <u>こん包場所</u> <u>告示 6 の（2）のこん包場所は、次の条件を満足しているものとする。</u> ア 低温処理施設、蒸熱処理施設又はくん蒸施設に接続して設置されており、窓等の開口部にはすべて金網（孔の直径が 1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られている等、<u>ミカンコミバエ</u>種群の侵入を防止するための設備があること。 イ [略] ウ [略] 3 保管場所及び保管期間 (1) <u>告示 7 の保管場所については、次の条件を満足しているものとする。</u> ア [略] イ [略] (2) [略] (3) [略] ア [略]	(2) <u>こん包場所</u> <u>告示 5 の（2）のこん包場所は、次の条件を満足しているものとする。</u> ア 低温処理施設、蒸熱処理施設又はくん蒸施設に接続して設置されており、窓等の開口部にはすべて金網（孔の直径が 1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られている等、<u>ミカンコミバエ</u>の侵入を防止するための設備があること。 イ [略] ウ [略] 3 保管場所及び保管期間 (1) <u>告示 6 の保管場所については、次の条件を満足しているものとする。</u> ア [略] イ [略] (2) [略] (3) [略] ア [略]

改 正 後	現 行
イ <u>告示 6</u> の（３）の封印がない場合 ウ <u>告示 9</u> の表示がなされていない場合。 エ〔略〕	イ <u>告示 5</u> の（３）の封印がない場合。 ウ <u>告示 7</u> の表示がなされていない場合。 エ〔略〕
5 検査及び消毒の確認 （１）消毒の実施の確認 <u>告示 5</u> の消毒の確認は、次により、原則として、植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。 ア ゝ〔略〕 ウ （２）輸出検査の確認 ア <u>告示 5</u> の検査の確認は、原則として、植物防疫機関が行う検査と共同して、生果実のこん数の２パーセント以上について行い、<u>検疫有害動植物</u>、特に<u>ミカンコミバエ</u>種群のほかポンカン、タンカン及びリュウチンの生果実についてはかんきつ黒星病菌及びカイガラムシ類が、れいし生果実についてはココアホソガがないことを確認すること。 イ アの検査の確認の結果、<u>ミカンコミバエ</u>種群が発見され	5 検査及び消毒の確認 （１）消毒の実施の確認 <u>告示 3</u> の（３）の消毒の確認は、次により、原則として、植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。 ア ゝ〔略〕 ウ （２）輸出検査の確認 ア <u>告示 3</u> の（３）の検査の確認は、原則として、植物防疫機関が行う検査と共同して、生果実のこん数の２パーセント以上について行い、<u>有害動物又は有害植物</u>、特に<u>ミカンコミバエ</u>のほかポンカン、タンカン及びリュウチンの生果実についてはかんきつ黒星病菌及びカイガラムシ類が、れいし生果実についてはココアホソガがないことを確認すること。 イ アの検査の確認の結果、<u>ミカンコミバエ</u>が発見されたと

改 正 後

たときは、ミカンコミバエ種群が付着した原因について植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の消毒確認を行わないものとする。

(3) 植物検疫証明書

ア 植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたことを確認したとき、及び(2)のアにより検疫有害動植物がないことを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を記入し、押印するものとする。

〔削る〕

現 行

きは、ミカンコミバエが付着した原因について植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の消毒確認を行わないものとする。

(3) 検疫証明書

ア 植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたことを確認したとき、及び(2)のアにより有害動物又は有害植物がないことを確認したときは、次の様式により植物検疫証明書の裏面又は余白にそれぞれ確認したことを付記するものとする。

区 分	確認者氏名 印	3センチメートル
消毒確認 月 日 時		
検査確認 月 日 時		10センチメートル

改正後

7 表示

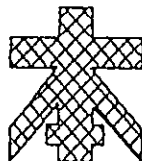
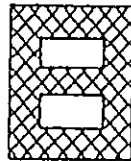
(1) 告示9の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に容易に、確認できる大きさで行われるものとする。

輸出植物検疫終了の表示

(ア)ボンカンの表示 (イ)タンカンの表示 (ウ)リュウチンの表示



仕向地の表示



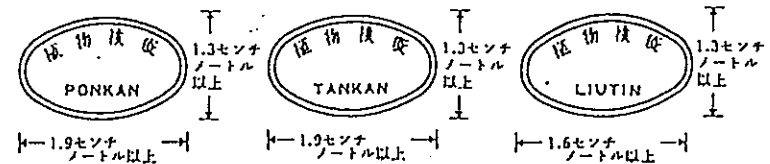
現行

7 表示

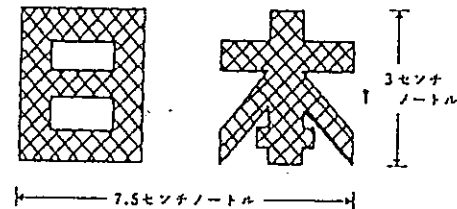
(1) 告示7のこん包の表示は、それぞれ、次の様式によるものとする。

輸出植物検疫終了の表示

(ア)ボンカンの表示 (イ)タンカンの表示 (ウ)リュウチンの表示



仕向地の表示



改正後	現 行
(2) 航空携行手荷物のこん包の表面には、次の内容を含む日本語、中国語及び英語による注意書きを表示させるものとする。 ア [略] イ [略] [削る] <u>8</u> 輸入検査	(2) 航空携行手荷物のこん包の表面には、次の内容を含む日本語、中国語及び英語による注意書きを表示させるものとする。 ア [略] イ [略] ウ <u>植物検査を受けられる日本の飛行場は、新東京国際空港，東京国際空港，名古屋空港，大阪国際空港，福岡空港及び那覇空港であること。</u> <u>8 輸入検査の場所</u> <u>輸入検査は、植物防疫法施行規則第6条第1項に掲げる港及び飛行場のうち、主として次の港及び飛行場（以下「輸入港」という。）の植物防疫官が指定する場所において行うものとする。</u> (1) 港 : <u>京浜港，清水港，名古屋港，四日市港，大阪港，神戸港，水島港，広島港，関門港，博多港，那覇港</u> (2) 飛行場 : <u>新東京国際空港，東京国際空港，名古屋空港，大阪国際空港，福岡空港，那覇空港</u> <u>9 輸入検査</u>

改正後	現 行
(1) [略] (2) [略] (3) 植物検疫証明書が添付されていない場合、<u>告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合、告示9の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開ひされている場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。</u> (4) (1)、(2)及び(3)以外の輸入検査の<u>手続</u>及び方法は、植物防疫法施行規則及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。 (5) <u>ミカンコミバエ種群</u>が発見された場合は、次により措置するものとする ア 当該荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。 イ <u>ミカンコミバエ種群</u>が付着した原因について植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。	(1) [略] (2) [略] (3) <u>告示3の(3)の植物防疫官による付記がなされている植物検疫証明書若しくはその写し</u>が添付されていない場合、<u>告示5の(3)の封印のないこん包入りの場合、告示7の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開ひされている場合には当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。</u> (4) (1)、(2)及び(3)以外の輸入検査の<u>手続</u>及び方法は、植物防疫法施行規則及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。 (5) <u>ミカンコミバエ</u>が発見された場合は、次により措置するものとする。 ア 当該荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。 イ <u>ミカンコミバエ</u>が付着した原因について植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。